

1 制度の概要

公共下水道に切り替えることにより、従来から使用していた浄化槽が不用となるため、雨水貯留施設(雨水タンク)として再利用する方に、転用(改造)工事費の一部を市が補助する制度です。

再利用することにより次の効果が期待できます。

2 制度の目的

- 1 不用の浄化槽は撤去されると産業廃棄物となりますが、再利用(転用工事)することにより、資源(浄化槽・雨水)の有効利用やごみの減量となります。
- 2 気象状況により渇水となり上水道の使用制限が加わるときでも、貯留水を利用できます。
また、上水道の負担が軽減されます。
- 3 雨水貯留施設として利用される浄化槽は、宅地内の防災施設 防火水槽としての機能を持ち一時的な雨水流出抑制にもなり、河川への負担が軽減されます。

3 補助対象者

宅内排水設備工事(下水道への切り替え工事)を行い、不用となる浄化槽を改造し雨水貯留施設として再利用する方。

※市税及び下水道受益者負担金を滞納している方は、補助対象になりません。
※補助対象者等この制度実施についての詳細事項は、湖西市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱によります。

4 補助金の額

1件につき補助対象転用(改造)工事費の2分の1で、上限額は**75,000円**です。

※算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額となります。

5 転用工事標準例

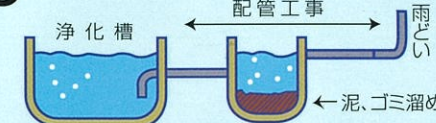
1 浄化槽のくみ取り及び清掃

湖西市の浄化槽清掃許可業者にくみ取りを依頼し、くみ取りを行った後、浄化槽内部を水洗いし消毒します。

2 浄化槽内部の不用品の撤去

不用品の撤去については、ほとんどありませんが、隔壁下部に穴をあけ、水の循環を図ります。
また、本体の劣化が心配される場合は、補強が必要です。

3 雨水集水管の配管



雨どいからの雨水を浄化槽に集め、流入させるための配管工事が必要となります。
土砂等の混入防止のため、浄化槽の入口手前部分に泥溜めバスケット付ますやスクリーンを設置します。

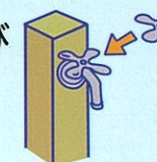
4 ポンプの設置

浄化槽に溜まった雨水をくみ上げて再利用するため、ポンプ設備を設置します。
ポンプは、基本的には浅井戸用ポンプを設置します。

5 電源

既設のばっ気用コンセントを利用しますが、防雨対策及び漏電防止が施されていない場合は、改善が必要となります。

6 給水工事及び水栓の設置



水栓の設置と浄化槽から水栓までの配管工事をします。
また、貯留水を誤飲しないよう、鍵付水栓を設置します。

7 その他

- ポンプ、配管などは冬季における凍結防止の対応が必要です。
- 雨水がいっぱいになった場合の放流方法は、雨水排水としますので、既設の浄化槽の放流管(オーバーフロー管)が使用できない場合、放流管を配管し直します。

6 維持管理

転用工事完了後、雨水貯留施設の適正な維持管理のため、補助金の申請者個人(施主)が責任をもって行ってください。

